

長 福 障 号 外
令和6年12月24日

障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所 各位

長崎市障害福祉課長
(公 印 省 略)

放課後等デイサービス等の支給決定期間について（通知）

仲秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より障害児の支援にご尽力を賜り感謝申し上げます。

放課後等デイサービス及び就学児以降の保育所等訪問支援の支給期間について、当市では従前より当初支給決定を行った日から1年で期間を設定しておりましたが、業務の効率化等を図るため令和7年4月1日の支給決定分より下記のとおり変更いたします。

なお、児童発達支援については、就学前までで期間終了となることから見直しを行いません。
ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 今回見直しをするサービス：放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（就学後の児童のみ）
2. 見直しする事項：支給決定の終了月を児童の誕生月の末日とする
3. 支給期間の変更理由：サービス更新が毎年3月末に集中しており、相談支援事業所及び市の業務過多が生じ、受給者証発行に遅れが生じているため、業務の効率化を図る。
4. 支給決定にかかる取り扱い：別紙のとおり
5. 施行：支給決定日が令和7年4月1日以降の分より（新規・更新とも）

以上

【問い合わせ先】

長崎市役所福祉部障害福祉課支援係
TEL：095-829-1141（直通）

1. 新規・更新の際の手続き

ケース1 支給決定日から3か月を経過しない日の属する月が誕生月の場合

<申請>

申請書不要

<取り扱い>

申請書類なしで市が2回決定をして受給者証を2枚発行する。

(例1) 支給決定日が4月9日で6月19日が誕生日の児童

- ① R7年4月9日～R7年6月30日決定分の受給者証
- ② R7年7月1日～R8年6月30日決定分の受給者証

(例2) 支給決定日が5月2日で8月7日が誕生日の児童

- ① R7年5月2日～R7年8月31日決定分の受給者証
- ② R7年9月1日～R8年8月31日決定分の受給者証

ケース2 ケース1に該当しない場合

<申請>

- ・申請書必要
- ・計画案必要

<取り扱い>

誕生月が属する月の末日までの決定とする。

申請書一式が提出された後、その次の決定処理を行う。

(例1) 支給決定日が4月10日で8月5日が誕生日の児童

- ① R7年4月10日～R7年8月31日の決定
- ② 申請書類の提出後、R7年9月1日～の決定を行う

(例2) 支給決定日が5月1日で8月7日が誕生日の児童

- ① R7年5月1日～R7年8月31日決定分の受給者証
- ② 申請書類の提出後、R7年9月1日～の決定を行う

2. モニタリングの取り扱い

更新月（終期）からカウントし、何月にモニタリングを行うかを相談支援事業所が作成する計画案にモニタリング予定月を記載すること。

【例】 <3月末更新で10月生まれ／モニタリング3月ごとの設定>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
更新月							○					
モニタリング				○			○			○		
							計画					

<3月末更新で11月生まれ／6月ごとの設定>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
更新月								○				
モニタリング		○						○				
								計画				

3. 小学生以上のきょうだいが何人かいる場合

原則、きょうだいごとの誕生日にする。

ただし、きょうだいで期間を揃えたい場合には、計画案に分かりやすいように「○○の○月に期間を合わせる」等の記載があれば、きょうだい間で揃える処理を行う。

4. (就学児童で) 保育所等訪問支援を決定している場合

- ・ 決定日数が2日以内の場合は、放課後等デイサービスと同様の取り扱いとなる。
- ・ 決定日数が3日以上の場合は、R6年8月に通知のとおり原則3か月の決定期間とする。

5. 各種加算（個別サポート加算（I）、医療的ケア判定スコア、強度行動障害児支援加算）の有効期間

提出日の翌月（提出日が1日であれば当月）から有効にする。支給決定日が加算対象となった日から12か月以上経過していれば、提出が必要。そうでなければ、提出不要。（前回の判定をそのまま継続する。提出があれば、提出されたもので判定する。）

※ 上限額管理について(お願い)

受給者証を2枚発行した後に利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書が提出された場合、受給者証を2枚とも出し直すことになります。

新たに上限額管理が必要になりそうであれば、ひとまず上限額管理依頼届出書も一緒に提出していただければありがたいです。利用者負担が発生する場合はあらかじめ上限額管理をつけて受給者証を発行することができます。(利用者負担が発生しない場合は上限額管理をつけずに受給者証を発行します。)